本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中一五〇日を原判決の刑に算入する。

本件控訴の趣意は、弁護人松本憲男作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりで あるから、これを引用する。 第一 控訴趣意中事実誤認の主張について

- 所論は、要するに、本件事故当時、被告人は、被害者運転の原動機付自転車 に衝突した自動車の助手席に乗っていたが、右自動車を運転していたのではなく、 友人のAが運転していたのであるから、本件各公訴事実につき無罪であり、したが って、被告人が有罪であると認定した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らか な事実の誤認があるというのである。
- そこで、原審記録を調査して検討すると、原判決挙示の関係各証拠によれ ば、原判決が罪となるべき事実として認定判示しているところは、被告人が本件自動車を運転していたことを含め、全て正当としてこれを維持することができ、また、原判決が「事実認定の補足説明」の項で説示しているところも、結論的に是認 することができ、原審で取り調べたその余の証拠及び当審における事実取調べの結 果を合わせて検討してみても、原判決の事実認定に誤りがあるとはいえない。以下 に若干補足して説明する。

関係各証拠によれば、次のような事実は明らかである。 すなわち.

- (1) 平成四年一〇月五日午前一〇時五分ころ、東京都江東区ab丁目c番d 号先の交通整理の行われている交差点(進開橋南詰交差点)において、通称明治通り(同所付近において片側各二車線の道路)を新大橋通り方面から清洲橋通り方面 に進行してきたB運転の原動機付自転車が、同交差点中央付近で右折待ちのため一 時停止していたところ、右原動機付自転車の後方から追従して走行してきた普通乗 用自動車(以下「本件車両」という。)が、右停止中の原動機付自転車に追突し その結果、Bが路上に転倒して約四週間の加療を要する左第二中手骨骨折等の傷害を負ったこと(以下「本件事故」という。)
- (2) 本件車両は、本件事故後そのまま清洲橋通り方面(南方向)に進行し、 右事故現場から一五〇メートルくらい南にある小名木川駅前の三差路交差点を左折 して走り去ったが、たまたま右事故現場を通りかかった者らによって、本件車両の 車種がニッサンパルサーで、ナンバーが「足立○○わ○△×□」であることが目撃 され、捜査の結果、右車両は、同年九月二五日にCレンタカーD駅前店から被告人 が借り受けたレンタカーで、同月二七日の使用期限を過ぎても返還されないままに なっていたものであることが判明したこと
- 被告人は、本件事故当日の午前一〇時三〇分過ぎころ、本件事故現場か (3) ら約一キロメートル南方の明治通り沿いにある江東区 a b 丁目 e 番 f 号所在 g ビル h階ファミリーレストラン「E」に一人で客として来店し、一〇分ないし二〇分程 度いて店を出て行ったこと
- (4) 同日午前一一時四五分ころ、警視庁城東警察署勤務のF巡査部長らが、右gビルi階のE駐車場内において、駐車場のほぼ中央付近に、エンジンがかかったまま誰も乗っていない、右前部ウインカーレンズが破損し、右サイドミラーが破 損して垂れ下がっている普通乗用自動車(ニッサンパルサー)を発見し、そのナンバーから右自動車が本件車両であることが判明したこと、なお、その際、同車内の 後部座席に白色ジャンパー(後に、Aがその当時着用していたものと判明)が置か れていたこと
- 同日午前一一時三〇分前ころ、Eにほど近い、同区ab丁目 j 番k号所 (5) 在I在m号室のG方にAから電話があり、当時右アパートに一人でいたGの妹Hが 電話に出たこと、そして、右の電話から一〇分か二〇分くらいして、被告人とAが G方に現れしばらくGを待っていたが、同人が戻って来ないことから、被告人とA は、HとともにG方を出て、三人で歩いてE駐車場に向かい、被告人が一人で先に 右駐車場に入ったこと
- 他方、同日午前一一時四五分ころから、城東警察署所属の警察官らが、 E駐車場に止めてあった本件車両のかたわらで張り込みを実施していたところ、同 日午後一時四五分ころ、右のとおり、G方から歩いて来た被告人が同駐車場に現れ て本件車両に乗車しようとしたため、その場で、警察官らにおいて被告人に対し職 務質問を行い、被告人が、本件事故を起こしてそのまま逃走したことを認める供述

をしたことから、被告人を城東警察署に任意同行し、同日午後二時二五分被告人を 本件事故にかかる業務上過失傷害及び道路交通法違反の容疑で緊急逮捕したことな どの事実が認定できる。

2 ところで、右1(4)認定のとおり、E駐車場で本件車両が発見されるに至った経緯につき、証人Fは原審公判廷において、次のような供述をしている。すなわち、自分は、本件事故当日パトカーの乗車勤務に就いていたものであるが、城東警察署の通信指令室から、本件事故を起こして逃走した加害車両のナンバーや車種等の情報を受け、江東区内の明治通りを新大橋通り方面から清洲橋通り方向に右げ運転していたところ、午前一一時四二、三分ころ、進路約三〇メートル前方に右ドアミラーが若干垂れ下がっている乗用車が道路左側にあるgビルの駐車場(E駐車場)に入ろうとしているのを目撃し、車の流れに沿ってそのまま三、四〇〇メート場)に入ろうとしているのを目撃し、車の流れに沿ってそのまま三、四〇〇メート場に入ったところ、本件車両を発見したなどと証言している。

- 3 次に、本件事故直後の状況については、I及びJの両名が目撃しているが、これらの者はいずれも証人として、原審公判廷において、本件事故直後における本件車両に乗っていた者が一人であったか複数であったかということに関して、次のような供述をしている。
- は、でしている。 (一) まず、証人 I は、原審第六回公判廷において次のような供述をしている。すなわち、自分は、城東警察署所属の警察官であるが、本件当日、前日発生とた盗犯事件の現場に赴くため、自動車を運転して明治通りの対向車線寄りの車線を高から北に向かって走行していたところ、前方でどおんという音がしたのでその下であると、ヘルメットをかぶった人が宙に浮いた状態で路上に転がるのを目撃した、とっさにブレーキを踏んで右車線上に自車を停止させ、事故を起こした車両と思われる対向車線を走ってくる右前部のウインカーが損傷した自動車(本件車両)を見たところ、その車内には運転席に一人乗っているだけで、他に乗車しているかったなどと証言している。

また、証人」は、原審第五回公判廷において次のような供述をしている。すなわち、当時自分は、東京都の清掃車を運転して、明治通りを北から南に向かって走行していたところ、五、六〇メートルくらい前方で本件事故が発生するのを目撃した、事故後、事故を発生させた自動車(本件車両)が減速したので、自車が本件車両の後方五メートルないし一〇メートルまで接近し、その際、どんな人が本件車両を運転しているのか、後方からその車内を見たところ、運転席のシートには頭が見えたが、助手席の方には人の頭が見えず、乗員が運転手一人であることがわかったなどと証言している。

(二) このように、本件事故を直接目撃した者が二人とも一致して、本件車両に乗っていたのは運転していた者一人だけであったと述べていることは、右目撃者らの供述が正確であることを裏付けるものということができる。右両名は、本件事故と全く係わり合いのない第三者であって、相互に口裏を合わせるような関係いことはいうまでもなく、こうした点から虚偽の供述をするような状況のないことは明らかである。また、各別に右証言の信用性について検討してみても、まらしては、本件車両の内部、特に前部座席の状況についてかなり見やすい位置からよい、まらは、本件車両の内部、特に前部座席の状況についてかなり見やすい位置からにおいて、一般人以上に注意を払うと思われること、Iが本件事故目撃後、直ちに

一一〇番通報した際、それを受けた担当者が記載した(一一〇番処理簿」(司法警察員作成の平成四年一〇月五日付け捜査報告書(甲第五五号証)にその写したるにの写ったる。これである。これであるにいるものであるということができる。また、Jは、本件車両の連転席があったとがであるということができる。また、Jは、本件車両を後信に入れても、当時であるということができる。また、Jは、必ずしも見やすいとにおいてあるということができる。また、Jは、必ずしも見からとにおいたものであるということができる。また、Jは、必ずしも見からしたのであるということができる。また、Jは、必ずしも見からしたのであるということが正さいてあるであるで、本件車両の連転席が、本件車両の大況についてものであるであるにしたが正言となる。また、Jは、必ずしまによりにもいるをはいるであるであるであるであるで、より、Jのではないが、本件車両の大況を目撃できたことがであったと述べる部分についても、その信用を抱かせるような事情は認められない。

(三) 以上検討したとおり、I及びJの本件車両の乗員に関する目撃証言については、いずれもその信用を認めることができる。したがって、目撃方向や角度など目撃状況が全く異なるI及びJが一致して述べる、本件事故直後に本件車両に乗っていたのは運転していた者一人であったとの右各証言により、本件事故の際に本件車両に乗っていた者が一人であった事実が優に肯認できるのである。

四 Aの供述についての検討

供述を維持していた(以上の内容の供述を「変更前の供述」という。)。 2 しかしながら、Aは、検察官に対する同月九日付け及び同月一二日付け各供 述調書(甲第四五号証、第四九号証)中において、検察官に対し、これまで公判廷 などで述べてきたことは虚偽であるとして、次のような供述をするに至った。

本件事故当日の午前一一時ころ、自分がn荘o号室の自分の部屋で寝ていると 被告人がやって来て、被告人から、さっき一人で運転中明治通りで車をバイクに追 突させて逃げてきたなどと聞かされた。その際被告人から、これから盗難届けを出すから、事故当時自分と一緒にいたことにしてくれなどと言われ、これを聞いて、被告人が、本件事故前に本件車両が盗難に遭い、盗んだ者が本件事故を起こしたことにするので、本件事故当時被告人が自分と一緒にいたという話にしてくれという ことだと分かったが、シンナーを一緒にやったりしている友人の頼みであり、別に 罪をかぶってやるわけではないので、これを承諾した。その後、Gにも事故当時一 緒にいたことにしてもらうよう頼むことになり、自分と被告人は部屋を出た。近くの公衆電話でGのアパートに電話をすると、Gの妹が電話に出たが、Gはもうすぐ帰ってくると思うので、来て待っててもいいなどと言ってくれたので、新大橋通りに止めてあった本件車両を被告人が運転し、自分は助手席に乗ってGの家に向かった。 た。Gの家の目印になるKが見えてきた際、被告人が、事故の前にこのKでGと会 って遊んでいる間に、車を盗まれたことにしようなどと言ってきて自分も了解し た。その後、自分は、右K近くのファミリーレストランの駐車場入口で降り、被告 人が、右駐車場に本件車両を入れ、二人でGのアパートに行った。Gのアパートに 大が、石駐車場に本件車両を入れ、二人でGのアハートに行った。Gのアハートには妹しかおらず、かなり長い時間Gを待っていたが、Gが帰って来ないので、自分の部屋に戻ることになり、Gの妹と三人で本件車両を止めてある駐車場に向かったところ、先に駐車場に入った被告人が私服の警察官らしい男に捕まえられているところであった。自分はその場から小走りで逃げ出し、少し走ってからタクシーを拾い自分の部屋に戻った。その後、一十月二〇日ごろ、被告人際に表する。 て、自分が運転していたのではないかと尋ねられた。自分は驚いたが、被告人と は、事故当時一緒にいたと警察等に言うことを約束したことを思い出し、弁護士 に、本件事故の際本件車両に被告人と一緒に乗っていたと答えてしまい、法廷においてもそのような証言をした。Aが検察官に対してなした、原審公判廷における証言を変更した供述(以上の供述を「変更後の供述」という。)は、以上のようなも のである。

Aの原審公判廷における証言を検討すると、以下にみるとおり前記認定の客 観的状況と明らかに反する点や、不合理、不自然な点がみられ、また、他の関係者 らの供述と符合しない部分も多いのである。まず、Aは、本件事故があった日の 朝、Gの自宅に電話をして、同人とKで待ち合わせる約束をした旨証言しているけれども、H (甲第六五号証) 及びG (甲第六七号証) の司法警察員に対する各供述 調書並びに原審公判廷における証人Hの供述によれば、その日の朝Gは自宅(I荘m号室)にいなかったことが明らかであり、右証言は右Gらの各供述と相反するものである(この点、所論は、Aが前日にGと約束したことを誤って述べただけであ るなどというが、そのようなことで説明がつく証言内容ではない。)。また、Gに電話をしたのは、自分がGの自宅を知らなかったためであるなどと証言をしている が、原審公判廷における証人Hの供述などによれば、本件当時、AはGの自宅を良く知っていたものと認められ、この点も客観的状況と矛盾する証言といわざるを得 ない。さらに、前記認定したとおり、被告人は、午前一〇時三〇分過ぎころ、Eに入店していることが明らかであるが、Aの証言内容はこの事実と符合せず(この 点、Aは、Gの妹に電話をした後、レストラン(E)の駐車場に本件車両を止めて G宅に行く前、被告人が自分と分かれて右レストランに入ったかの証言をしている が、その証言自体極めて曖昧なものである上、前記認定のとおり、本件車両が午前 -時四二、三分ころにも明治通りからEの駐車場に入っていることが認められる のであって、右証言は、この事実とも符合しない。こうした点からもAの右証言の信用性は乏しいものというほかない。)、しかも、Aの証言は、後に検討するとおり、被告人の捜査段階における供述はもとより、原審公判廷における被告人の供述 とも明らかに異なっているのである。以上に加え、Aは、原審公判廷における証言 後、供述を変更するまでの間において、捜査官に対し、本件事故の状況や、事故後 の走行経路等について供述をしているが、本件事故の発生場所について明らかに客 観的事実と異なる供述をするなど、不合理、不自然な供述をしている。なお、所論 は、Aの供述に矛盾等がみられるのは、Aの能力ないし資質によるところが大きい などというが、右に検討したような諸点を、そのような理由で説明することは困難

である。

以上検討したとおり、Aの原審公判廷における証言のほか変更前の供述は、前記認定した諸事実と矛盾するなど不自然、不合理な点が多くみられ、到底信用することができず、以上のような検討結果に照らし、Aが本件事故当時、本件車両に乗車していたことについては重大な疑問があるものといわざるを得ないのである。

4 これに対し、Aの変更後の供述は、具体的かつ自然であり、前記認定した客観的事実と矛盾するところはなく、原判決も説示するとおり、その供述内容について、基本的にその信用性を認めることができるものというべきである。

所論は、Aが、多数回にわたる取調べの後に変更後の供述をするに至ったという 経緯からして、同人は、被告人が犯人であることを維持しようとする捜査官側の執 拗な取調べの結果、意に反してそのような供述をするに至ったものであって、変更 後の供述は信用性に乏しいなどと主張する。しかし、すでにみたとおり、変更後の 供述は、客観的な事実関係と符合するものである上、関係各証拠によって認められる Aの供述変遷の経緯や原審公判廷における証人しの供述に照らしても、Aが、所 論指摘のような経緯で供述を変更するに至ったものとは認められない(なお、Aの 検察官に対する前記各供述調書が犯罪事実認定の証拠資料として用いることができ ることについては、後記訴訟手続の法令違反の主張に対する判断の項参照)。

ところで、関係各証拠によれば、Aは、再度原審公判廷に証人として出頭することになっていた平成五年三月五日の午前一時ころ、自宅において、「てめえのせいだ、M」と書いたメモを残し(メモは机の上にあり、その横に証人召喚状が置かれていた。)、自殺したことが認められる。そして、この点につき所論は、Aがこのような行動をとったのは、変更後の供述にしたがって証言をしたくなかったことの現れであり、Aが本件事故を発生させた真犯人であることを端的に物語っているなどと主張する。

五 被告人の供述についての検討

1 被告人は、原審公判廷において、次のような供述をしている。すなわち、自分は、本件事故当日の朝、本件車両を運転して自宅を出発し、午前九時ころAのアパートに行った。AがGの家に行こうというので、Aが本件車両を運転し、自分が助手席に乗ってGの家に向かった。途中でAがGの家に電話したところ、Gの妹が出て、そろそろ兄が帰って来ると言っていた。その後、再びAが本件車両を運転してGの家に向かったが、Gの家がどこにあるか分からず、付近をぐるぐる回っている途中、本件事故が発生した。事故後自分が運転を代わり、Eの近くのK前でAが車を降りて電話を掛けに行ったところ、パトカーが通りかかったので、本件自動車

をEの駐車場に入れたが、鍵は付けたままにして自分は二階にある店内に入った。間もなく店を出てAを探したが見当たらず、同人が自分のアパートに帰っていると思い、タクシーでAのアパートに行った。Aのアパートに行くと、同人がそこにおり、同人は、E付近からタクシーで帰ってきたが、本件車両内に財布を置いていたのでタクシー料金を払わないで逃げてきたなどと言っていた。その後、Aと二人でタクシーに乗ってGの家に行き、Gはおらず、その妹と三人でしばらくいたが、本件車両を取りに行くことになり、三人でEの駐車場に向かい、自分が先に駐車場に入ると、警察官に声を掛けられた。以上のような供述をしている(以下、右の供述を「被告人の原審公判供述」という。)。そして、被告人は、当審公判廷においてもこれに沿う供述をしている。

2 しかしながら、被告人の原審公判供述は、前記認定の客観的状況と符合しながら、被告人の原審公判供述は、前記認定の客観的状況と符合からの原審者らの証言その他関係者らの供述本体とというの記憶をというの記憶を表してある。前記のというのである。前記のというのである。前記のというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるにはでいるのとというのであるにはがいるのであるにはがいるのというのであるにはがらいとというのであるにはがいるのにははいるのであるにでいるのというににているのとのが、不明が出しているのというにであるにはないのであるにはないのであるにはないるのであるにはないるのであるにはないるのであるにはないるのとのであるにはないるのとの方に現れているのであるが、右供述しているのとの方に現れているのであるが、右供述しているのとの方に現れているのであるが、右供述しているのとの方に現れているのであるが、右供述にているのとの方に現れているのであるに、Aが日のもというにはないまでは、前記認定の方に現れているのであるに、Aが日のもとに、前記認定の方に現れているのであるには、前記では、対しているのであるには、前記では、対しているのであるには、前記では、対しているのであるには、前記では、対しないと、対しないのであると、対しているのである。

さらに、被告人の原審公判供述によると、Aは、K前で被告人と別れた後、そこからほど近いGの家に行くこともなく、タクシーを乗り逃げして自分のアパートに戻ったというのであるが、そのような行動をとることが全く有り得ないとはいえないとしても、やはり不自然であるといわざるを得ない。

なお、この戸に関し、所論は、被告人は、裏付け捜査やAの捜査官に対する供述等によって、Aが本件車両の中に白色ジャンパーや財布を置きたことが明られたことを知っていたのであるが、被告人は逮捕された後、Aと話す機会は全くなかったのであるから、する。しかしながら、被告人自身も、原審公判廷において、Gのアパートれを取らしからながら、被告人自身も、原審公判廷において、Gのアパートれを取りたくながったが、Aが一人で行くのは車に戻りたくなかったが、Aが一人で行くのは嫌だいうので一緒に行ったなどと述べているのであって、これによれば、被告人のであって、Aが財布を本件車両内に置き忘れてきたことを知っていたからとにその時点で、Aが財布を本件車両内に置き忘れてきたことを知っていたからといるから、被告人のこの点に関する供述が真実であることを裏付けるものであるなどとない。

3 他方、被告人は、捜査段階において、本件事故当時本件車両を運転していたのは自分である旨逮捕直後から一貫して供述し、本件各犯行を自白しているところ、捜査段階における本件事故の状況に関する被告人の供述に不自然、不合理な点

はなく(事故直前最初に被害車両に気付いた地点、事故前ブレーキを踏んだか否かというような点について若干供述の変遷がみられるが、供述全体の信用性に影響があるものとは考えられない。)、前記認定した客観的事実や目撃者等の各証言とも符合している。もっとも、被告人の捜査段階における供述中には、Aとの関わいて全く述べられていないけれども、この点は、原判決も指摘するとおり、Aの名前を出さるを得なくなり、そのような者に迷惑をかけたくないなどと考えて、そのような供述になったと考えることが十分可能であり、この点が、被告をなる。

なお、被告人は、原審公判廷において、自分は捜査段階において虚偽の自白をし たものであり、その理由として、本件がこのような裁判になるほどの大きな事件で はなく簡単に済むものと考え、また、本件車両が被告人自ら借りたものであり、助 手席に乗っていたとはいえ、一緒に逃走したという負い目があり、さらに、友人の 名前を出すのは友人を裏切るような感じがし、Aの方から名乗り出てくれるだろう と考え、当初から自分が事故を起こした旨述べたなどと供述している。しかし、 わゆるひき逃げまでしておいて本件が簡単に済むものと思ったなどという弁解自 体、にわかに信用できないものであるし、被告人は、逮捕、勾留されて平成四年 〇月一五日に起訴までされていながら、被告人が、弁護人に対し無罪であることを ほのめかしたのは、関係各証拠上、同年一一月九日ころのことであることが窺われ るのであって、本件が簡単に済むものと考え虚偽の自白をしたなどという弁解は到 底信用できない。また、被告人とAとの関係をみると、たしかに本件当時はいわゆるシンナー仲間として頻繁に遊んでいたことが認められるけれども、関係各証拠によれば、被告人は、同年五月ころ、新宿にシンナーを買いに行った際初めてAと知り合ったもので、本件当時は知り合ってから半年くらいの付き合いであったことが 認められ、Aとその程度の関係に過ぎなかった被告人が、とっさにAの犯罪を庇う とは通常は考えにくいところである。この点に関し、関係各証拠によれば、Aは、 被告人がE駐車場で警察官から職務質問を受けた際、その場からいち早く逃げ去っ ていることが認められるところ、所論は、この点、Aが真犯人でないとすれば、なぜ逃げ去る必要があったのか疑問である旨主する。しかしながら、Aは、この点について、変更後の供述において、自分は、元々シンナーの件等で警察に捕まったことは、数容は共気では、M(物体に)との関する事故の性がない。 ともあり、警察は苦手ですし、M(被告人)との間でも事故の時、Mは自分と一緒 にいたといううその話をする約束をしており、やましい気持ちもあったので、やば いと思い、その場から小走りで逃げだしてしまったなどと供述している。そして、 Aの右供述は十分説得力をもつものであって、Aが右のような行動をとったからと いって、被告人が、本件事故当時、本件車両を運転していたことについて疑問を抱 かせる証拠となるものではない(なお、関係各証拠によれば、一緒にEの駐車場に

4 以上のとおり、被告人の捜査段階における自白は十分信用することができ、他方、被告人の原審公判供述及び当審公判廷における供述は信用することができない。

六 以上要するに、前記三及び四で検討した結果に被告人の捜査段階における自白を合わせ考慮すれば、被告人が、本件事故当時、本件車両を運転していたことは十分に肯認することができ、したがって結局、原判決挙示の各証拠を総合すれば、原判示の罪となるべき事実は合理的な疑いを越えて認定することができるのであっ

て、原判決に所論のような事実認定の誤りはない。論旨は、理由がない。 第二 控訴趣意中訴訟手続の法令違反の主張について

〈要旨〉一 所論は、要するに、原判決は、Aが平成五年二月九日以降捜査官に対して行った供述(変更後の供〈/要旨〉述)は基本的に信用性を認めることができると判断しているが、弁護人は、原審において、Aの捜査官に対する右同日付け以降の各供述調書について、同人の供述に変遷があったとの立証趣旨の限度で同意したに過ぎないから、原判決の右判断は、明らかに右の立証趣旨を逸脱して右各供述調書を有罪認定の資料にしているものであって、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反がある、というのである。

この点まず、原判決が「証拠の標目」の項中にAの検察官に対する同日付け 及び同月一二日付け各供述調書(甲第四五号証、第四九号証)を掲記しており、 「事実認定の補足説明」の項における説示内容と合わせ考えれば、原判決において Aの検察官に対する右各供述調書が犯罪事実認定の証拠資料として用いられている ことは明らかである。そして、原審記録を調査して検討すると、原審第八回公判期 日において、「1」検察官から、立証趣旨をいずれも「事故時被告人車両に同乗し ていなかったこと等」として右各検察官調書、A作成の同月九日付け上申書(甲第四六号証)、Aの司法警察員に対する同日付け、同月一〇日付け及び同月二一日付 け各供述調書(甲第四七号証、第四八号証、第五二号証)並びにA作成にかかる各 略図(甲第五〇号証、第五一号証)の証拠調べの請求があり、弁護人が右各請求証 畑園(中第五〇号記、第五 号記)の記機調への請求があり、弁護人が石台請求記拠を証拠とすることに同意しないとの意見を述べたこと、「2」さらに、Aの検察官に対する右各供述調書については、検察官からいずれも刑訴法三二一条一項二号に該当する書面として取調べを求めるとの意見が述べられ、弁護人からも右法条に基づく取調べには異議がないとの意見が述べられ、その結果、右各検察官調書につき同号に該当する書面として証拠調べの決定がなされ、その取調べが行われたことは、 「3」一方、Aの司法警察員に対する右各供述調書、A作成の上申書、A作成 にかかる各略図については、検察官から、その立証趣旨を、Aの供述の変遷とする 旨その変更の申立があり、弁護人において立証趣旨の変更につき異議がないとの意 見が述べられ、裁判長が右変更を許可した上、右各司法警察員調書、上申書及び各 略図につきいずれも非供述証拠として証拠調べの決定がなされ、その取調べが行われたことが認められる。したがって、以上の手続経過に照らし、Aの検察官に対す る右各供述調書については、その供述内容が証拠となる書面として適式な証拠調べ が行われていることが明らかである。

次に、Aの検察官に対する右各供述調書を刑訴法三二一条一項二号に基づき 証拠として取り調べることができるかどうかみると、検察官がその旨主張し、弁護 人においてもその点異議がない旨意見を述べていることは別として、本件の手続過 程と右各検察官調書が作成された状況、右各検察官調書の供述内容ないしAの供述 の変遷過程並びに前記第一の四4において認定したとおりAが死亡したことなどを 合わせ考えれば、右各検察官調書がいずれも同号前段に該当する書面であることは 十分に肯認できる。すなわち、前記第一の四において検討したとおり、Aは、原審 第二回公判廷(平成四年一二月一〇日)において証人尋問を受け、本件事故の際本 件車両に自分が乗っていたかどうかなどにつき供述し、その後検察官から取調べを 受け、前の証言と異なる供述を内容とする前記二月九日付け及び同月一二日付けの 各検察官調書が作成され、次いで、原審第六回公判期日(同月一八日)に検察官からAを改めて証人として取り調べることを求める証拠調べの請求があり、同期日にその旨の証拠調べの決定があって、原審第七回公判期日(同年三月五日)にAが証人として喚問されていたところ、同日早朝にAが自殺したという経過が明らかであ る。なお、検察官が原審第六回公判期日に再度のAの証人尋問を請求したのは、A の前回の証言内容を変更させ、右各検察官調書と同一の内容の供述を得ようとした 判期日に証人として供述しているとはいえ、原審第七回公判期日にはこれと異なる 内容の供述すなわち新たな内容の供述を行うことが予定されていたのであるから、 供述者が死亡したため公判期日において供述することができないときに当たるもの ということができ、したがって、右各検察官調書に同号前段を適用することができ るものと解される。

四 以上要するに、原審がAの検察官に対する同年二月九日付け及び同月一二日

付け各供述調書をいわゆる二号書面として証拠調べを行い、原判決においてこれらを犯罪事実認定の証拠資料として用いたことは、何ら違法不当なものではない。なお、非供述証拠として取り調べた前記各司法警察員調書、上申書及び各略図については、原判決において「証拠の標目」の項にこれらを一切掲記しておらず、「事実認定の補足説明」の項をみても、これらを犯罪事実認定の証拠資料として用いていないことは明らかである。

したがって結局、現判決には所論指摘のような訴訟手続の法令違反はなく、論旨は、理由がない。

よって、刑訴法三九六条により、本件控訴を棄却し、刑法二一条を適用して、当審における未決勾留日数中五〇日を原判決の刑に算入することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松本時夫 裁判官 小田健司 裁判官 河合健司)